

●香川県告示第68号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-54	仲多度郡まんのう町羽間字羽間2912番1の一部、2914番1の一部 丸亀市綾歌町岡田西字滝ノ鼻2322番1の一部	政令第13条の2 第1号
香産-55	坂出市番の州町12番4の一部	政令第13条の2 第1号
香産-56	三豊市高瀬町佐股字大武連甲1655番2の一部、甲1656番1、甲1656番2の一部、甲1656番3の一部、甲1660番、甲1661番1、甲1662番の一部、甲1663番、甲1664番1の一部、甲1664番2、甲1665番1、甲1665番2、甲1666番の一部、甲1673番の一部、甲1674番の一部、甲1675番1の一部、乙559番1の一部、乙559番3の一部、乙560番の一部	政令第13条の2 第1号
香産-57	仲多度郡琴平町五條字郷見1022番1の一部	省令第12条の31 第1号
備 考		
1 所在地は、香産-54から香産-56までについては廃止確認日において有効な地番とし、香産-57については告示日までに確認できた地番とする。		
2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。		
3 埋立地の区分の欄中「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。		
4 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		